

伊那市森林経営管理制度実施方針

1 趣旨

伊那市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、伊那市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう伊那市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現状と課題

- ・伊那市の森林面積は 55,533ha と総面積の約 82% を占めている。民有林の面積は 33,389ha であり、そのうちカラマツを主体とした人工林の面積は 20,026ha と 60% を占めている。民有林における林齢構成は、人工林では 10～12 齢級（46～60 年生）に集中し、天然林では 12 齢級以上（56 年生以上）の森林が多くなっている。
- ・近年、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、地球温暖化等の環境問題の対策から防災機能の増進、さらには自然とのふれあい・森林との共生等が求められるようになっている。
- ・財産区や生産森林組合などの団体が管理している森林は、その多くが奥地に位置し、世代交代や森林に対する意識の低下などにより管理が厳しくなっている団体も見受けられる。
- ・当市は東西に 3,000m 級の高山を抱えており、地域ごとに状況も異なるためその地域に合った取組みが必要となる。
- ・現状としては、路網整備の遅れや個人所有林の散在等により保育施業の遅れが目立つ林分もあるものの、今後伐期を迎える林分が多く存在する中で、長期的な視点に立った持続的な森林整備の計画をたて、環境に配慮した木材の有効活用が図られるよう計画的な伐採を推進することが重要である。

(2) 基本的な考え方

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、伊那市森林整備計画及び伊那市 50 年の森林ビジョンのゾーニングに即すこととする。具体的には、次のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持する。

- ア 森林区域においては、7～12 齢級のカラマツ林を中心に、間伐を必要とする針葉樹人工林が多く存在する。間伐を中心に森林施業を計画的かつ効率的に実施するため、森林組合や林業事業者による施業の集約化を促し、林道、作業路網を的確に整備して間伐を進めるとともに、将来の主伐・更新に向けた基盤を

整備する。

イ 木材生産機能維持増進森林など人工造林に適した森林については、計画的な主伐及び植栽等による再造林を行う。また、人工造林が困難な森林では、間伐及び択伐により針広混交林に誘導し、森林の公益的機能の強化を図る。

ウ 富県地区などマツタケ生産地においては、発生環境整備を積極的に推進し、長期的な安定生産を目指す。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 森林経営可能地域として調査から除外する森林

- ・公有林（県・市有林）
- ・財産区有林
- ・森林経営計画樹立森林
- ・森林経営計画樹立予定森林

イ 林地台帳や森林簿情報等を活用するとともに、長野県や意欲と能力のある林業経営者（以下「林業経営者」という。）と連携し、概ね10年以上、経営や管理が行われていない森林のうち、地域の実情に応じて特に整備が必要とされる私有林人工林の所有者に対して、森林経営管理法に基づき、適切な森林経営管理の責務があることを伝えるとともに、意向調査を実施する。

(2) 対象森林面積等

- ・伊那市内民有林（公有林以外）約 26,000ha うち人工林：約 15,000ha

(3) 意向調査スケジュール

- ・意向調査は、モデル地域を設定し、その地域から開始する。モデル地域の調査結果を検証し、その後の意向調査の参考とする。
- ・モデル地域での実施後は、優先度の高い地域から順次意向調査を実施する。
- ・調査方法は郵送を基本とするが、地域の状況によって個別対応も検討する。調査票の回収方法についても郵送を基本とするが、直接回収も行う。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・管理対象森林は、市による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・管理対象森林を明確化した上で、森林経営管理権を設定するものとする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、関係する林業経営体等に照会し、当該林業経営体に経営管理を再委託するものとする。また、再委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討する。
- ・森林経営管理権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めるものとする。ただし、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を

損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で森林管理経営権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。

- ・機能向上の観点から更新が必要な森林については択伐による更新を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・市が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、市民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施とする。

6 その他特記事項

- ・調査対象森林については随時見直しを行うとともに、見直しにあっては地域の林業関係者の意見を聞きながら進めるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は、森林簿等に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・これらの業務は、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を行う。また上伊那地域の市町村とも連携し情報共有を図りながら行うこととする。